

次に、研究面。私は、研究活動を考える場合、faculty は狭過ぎると考えている。FD における faculty は「教授団」と訳されていて、従来の「学部」よりは広義の解釈がなされているが、それでも、せいぜい、「教養部」や「一般教育部」、「大学院の研究科」などを含むに過ぎず、学外の教員を含めた教員集団は考えられていない。しかし、大学教員の研究活動を考える場合、むしろ、学内の教員との共同活動よりは、学外にいる同じ専門分野の研究者との共同活動の方が重要である場合が多い。私が加入してい

る学会は、一般教育学会を除いては、香川大学の会員は私1人である。FD という名前にこだわっている限り、faculty の範囲は、原語の制約を受けるが、研究活動やその評価について自由な発想が許されるならば、学外者を含む研究者集団を基本的に置いて考えた方がよいと思う。

大変見当外れの注文かも知れないが、FD を推進される先生方には、以上の諸点をくれぐれもよくお考え頂きたいと思う次第である。

とりあえずの講義ノート

古 谷 修 一

香川大学の教壇に立ち、「法学」の講義を始めてから、はや1ヶ月が過ぎた。この間、私の頭の中には、実に様々な疑問が湧き起こってきている。大学院まで数えれば、つごう10年余り演台の向こう側に「学生」という身分で座っていた者が、10月1日をもって突然に教壇に登る立場になった。どうやら、この180度の転換は、私の意識の転換をも否応なしに迫ってきているらしい。

まず、最も切実な問題として、「講義はどのように進めればいいのかだろうか？」という疑問にぶつかった。講義など飽きるほど聞いてきたはずなのに、実際に自分がする番になると、どうしてもイメージがわからない。考えてみれば、今までは講義の「内容」に耳を傾けていたのであって、その「進め方」などにはまったく関心がなかった。こんな

時が来ることがわかっていれば、もっと注意して聞いておけばよかったなどと考えても、後の祭りである。仕方がないので、とりあえず講義ノートの作成に取り掛かった。「この部分は強調し、ここは軽く流す。ここの所でジョークを入れて」と。まるでドラマのシナリオのようなものが出来上がった。流行作家でもあるまいし、100分ドラマのシナリオを毎週書くなど、どだい無理な話である。自分の限界を知り、そのことに段々と腹が立ってくると、ふっと突飛な考えが浮かんだ。小・中・高等学校の教師を志望する人には、教材研究や指導案の作成など具体的に教育現場で対応するための技術が教えられ、また教育実習という制度もある。しかし、私は10年も大学にいて、研究の方法は十分に学んだけれども、教育の方法はまったく教えられていない。これ

は何故なのだろうか。「高等教育における教授法」などという科目があってもよさそうなものなのに。だが、そんなことを研究する学問が、そもそも存在するのだろうか？ 考えつめてゆくと、これは大学教育の根幹にかかわる問題ではないのかと思えてきた。——しかし、毎週の講義は待ってくれないので、疑問を残しながらも、とりあえず講義ノートを書き続けてゆく。

すると、また別の考えが浮かんだ。「たった半年間、15回の講義で何を教えることができるのか？」という疑問。一通りを勉強するのに2・3年は要する内容を、しかも法学を専門としない学生に講じる。彼らが興味を持ち、かつ理解できる内容とはどのようなことなのだろうか。そんなことを考えるうちに、あるジレンマに気がついた。大学においてある科目の教官になる人は、当然のことながら、その科目について特別な関心を抱き、そして専門的な教育を受け、研究を進めてきた人である。しかし、それは裏を返せば、自分が講ずる科目を専門外の立場や関心でみたことがない(あるいは、みることができない)人ということでもある。そのような人が、専門的に勉強するわけではない学生の心情や興味を本当に理解し、それを反映させた講義をすることができのだろうか。私は、法学部に籍を置き、その中で法学を学んできた。私がこの学問に持つ興味(あるいは、学生時代に持った興味)と、専門外の学生が持つ興味とは、そもそも質が異なるのではないか。そうすると、自分が講ずる科目を、教育という観点からもう一度客観的に見なおす作業が、どうしても必要になると思えてきた。法学を内的に追求するだけでなく、それが教育という外的な側面から、どのような特徴

を持つのかを追求すること。「法学の教育学化」とでも言うべき視点が要請されるのではないか。——だが、こんなことを考えていても仕方がないので、またとりあえず講義ノートを作り続けた。

しかし、生来の性格か、疑問はまたもや頭をもたげ始めた。「そもそも(考えてみる)ともう3回も、こう言っている)、何故に一般教育で法学を教える必要があるのか？」と。確かに、法学は数ある社会科学の科目の中でも、「実学」としての性格が強い学問である。物の売買から結婚に至るまで、日常生活に法律が作用する場面は数知れない。しかし、法学を真に「実学」として生かすには、最低でも5・6年の勉強は必要であり(残念ながら、法学部の4年間の課程でも足りない)、一般教育の段階で「実学」としての意義を持たせることは、とうてい不可能である。これに対して、「社会人として生活する上での教養として、法学には十分意味がある」といった議論も出される。だが、このことを全面的に否定するつもりはないにしても、ここで言う「社会人」「教養」とは何なのだろうか。こうした抽象的な言葉の影にかくれて、より深く「教育」の意味を追求することを怠っているように思えて仕方がない。いわゆる「実学」でもなく、ざりとて単なる教養主義でもない、一般教育としての法学の意義づけ。実はこれは、一般社会における(専門外の学生は、その代表者として位置づけられる)法学教育の意味・機能を問うているに外ならない。法学者は、法律が社会でいかに機能するのかについては研究をしている(法社会学など)、また専門家としての法曹を育てるための法学教育に関する議論も盛んである(法学部6年制の構想・司法試験制度改革な

どはその一例)。しかし、法学というものを、法を教えるということが、一般社会・大衆の中で有する意味は必ずしも明らかにされてはいない。一般教育としての法学にも、それ独自の意義が存在するにちがいないと仮定すれば、「法学社会学」あるいは「法学教育論」といった学問化は可能なのではないか。そして、かかる土台の上に、始めて真に有効な法学の講義が成り立つように思えてきた。

こうして、私の疑問は How から始まって What, そして Why へと深まる一方。——しかし、これらは自分に自信を持ってない新米教官が、講義の不十分さを正当化するために持ち出した「言い訳」なのかもしれない。そう考えて、とりあえず講義ノートを書き加えてきた。

ところが、偶然にも、本誌第 32 号を読んでいるうちに、次のような一節が目にとまった。

「一般教育を支えている学問的な基礎は非常に不明確であるから、その学問そのものを研究対象にしていく必要がある。私自身の場合を例にとると、私は単に素粒子論とか、物性論を研究しているだけで、一般教育を担当する研究者として十分だとは言えない。それ以外の何か、一般教育を支えるもう一つの学問をする必

要がある。一般教育の内容、あるいは教育の方法を研究対象にする必要がある。更に 3 番目には教育と学問の関係性の研究が重要である。」(第 35 回中四国国立大学一般教育研究会における、関正夫教授の特別講演、本誌第 32 号 134 頁)

してみると、私の素朴な疑問も、案外問題の本質についているのかもしれない、と(実に単純に)自信を持ってきた。そして今は、何とか自分なりに答えを出してみたいと考え始めている。もとより、問題が本質的であればあるほど、新米教官が論ずるには荷が重いことであろう。しかし、新米であることが逆に、新しい視点を導入する契機となることも、方が一あるかもしれない。そう信じて、私は自分の研究ノートに、新しい研究課題を書き加えることにした。

(おわり)

えっ? 肝心な答えはいつ出すのか?。残念だが、これだけの原稿を書くだけで、とりあえずの講義ノート作成さえ滞ってしまっている状態なのだ。私の講義ノートから「とりあえず」がとれるのは、いつの日なのか。暗中摸索の自転車操業は今日も続く。

(本当のおわり)

言語と文化の交差点

黒田卓

歴史学を志して京都大学文学部に入学したが、専門分野を選択する際には随分と逡

巡した。ある友人が「西南アジア史講座というのには日本に一つしかない」と言うのを